

正当な理由があるときの具体例としては、①謝罪広告等の名誉回復措置の請求、②一般民事上、著作権法上の差し止め請求、③発信者に対する削除要求等を行う場合が挙げられよう。

2 第2項

(1) 趣旨

本項は、開示関係信役務提供者は、発信者のプライバシーや表現の自由を保護すべき義務を負い、第1項の開示の請求に関する対応に当たっては、プライバシーや表現の自由等、発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、原則として、開示するかどうかについて発信者の意見を聴かなければならないことを規定するものである。

開示関係信役務提供者と発信者との間にあらかじめ有償の役務提供契約が存在する場合は、開示関係信役務提供者は民法上当然に善管注意義務を負っていると解され、その場合には本項の定める義務はこのような規定がなくとも負うべき当然の義務であり、本項はそのことを注意的に規定したに過ぎないということになる。また、開示関係信役務提供者と発信者との間に有償の契約関係がない場合であっても、開示関係信役務提供者は、自己の管理するサーバ等の記録媒体等に発信者が情報を記録又は入力したことにより、権利の侵害を受けたとする者から、本請求を受けて発信者のプライバシーや表現の自由、場合によっては通信の秘密に関わるような情報を開示するかどうかを判断する立場に立たされることになり、発信者との間に一定の社会生活上の関係を有することになるから、条理上、一定の注意義務（自己のものにするのと同じの注意義務）が生じ、その帰結として、開示請求があった場合には、発信者の意見を聴取すべき義務が生じることになると解される。

本項は、以上のとおり、発信者情報開示請求を受けた開示関係信役務提供者が契約上、あるいは条理上当然に負うべき義務について、それを明確化するために規定されたものである。

本項の義務はあくまで民事上の義務であって、行政罰等によって担保されているものではないが、開示関係信役務提供者が本項に定める手続を適切に行わず、そのために発信者に損害が生じた場合には、不法行為等の責任を追及されることとなる^x。

(2) 善管注意義務と発信者の意見聴取義務との関係

善管注意義務は、発信者の正当な利益を尊重しなければならないという意味で、本項の定める発信者の意見を聴取すべき義務と一部重なる部分もあるが、意見聴取が不可能な場合や発信者から明確な意見が述べられなかったような場合においても、善管注意義務は尽くさなければならないという意味で、本項の定める義務とは別個の義務も含んで

^x なお、本請求権とはまったく次元を異にする問題であるが、プロバイダ等が発信者情報の開示請求を受けた場合、被害者が発信者の刑事責任を追及する意思を有している場合もあり得るので、場合によっては警察に相談等を行うよう助言することも考えられる。